

特定非営利活動法人 日本セラピューティック・ケア協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本セラピューティック・ケア協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県太宰府市五条2丁目6番1号におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「すべての人に尊厳と幸せを」を基本理念として、セラピューティック・ケアその他メンタル・ケアの技術を広く一般に普及すると共に、その技術をコミュニケーションの手段として活用し、広め、応用し、地域社会全般に優しいふれあいの輪を広げるなど、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① セラピューティック・ケアの施術に関する事業
 - ② セラピューティック・ケアに携わる人材育成に関する事業
 - ③ セラピューティック・ケアの普及啓発に関する事業
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
 - ② 募金活動に関連する収益事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動及び運営に携わる個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、活動する個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない場合は、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。但し、賛助会員については入会金の納入対象外とする。

- 2 入会金及び会費は、総会で別に定めるものとする。

(会員の禁止事項)

第9条 会員は、本会を政治、宗教、その他営利目的等のために利用してはならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 会員が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
 - (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき
 - (4) 除名されたとき
- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により除名することができる。
- (1) この定款に違反し、または公序良俗に著しく反する行為をしたとき
 - (2) この法人の名誉を著しく毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金及び会費その他の拠出金等は、返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上15人以内

(2) 監事2人

2 理事のうち、1人を理事長、5人以内の副理事長及び1人の名誉理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任するものとする。

2 理事長及び副理事長は、理事会で互選する。

3 名誉理事長は、本協会の創設者（成立時の理事長）とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができないものとする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

理事長以外の理事（名誉理事長を含む）はこの法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行するものとする。

3 名誉理事長は、本協会の創設者としてこの法人の発展に携わる。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行及びこの法人の財産の状況を監査する。

(2) 前項の監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は、所轄庁に報告しなければならない。

(3) 前項の報告をするために必要がある場合は、総会を招集することができる。

(4) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について理事に意見を述べもしくは、理事会の招集を請求することができるものとする。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以内の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができるものとする。
- 3 前 2 項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 この法人に、法上の役員のほか顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て理事長がこれを委嘱し、この法人の活動及び運営に助言を与えることができる。
- 3 第 18 条の規定は、顧問についてこれを準用する。

(事務局及び職員)

第 21 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算
- (4) 事業報告及び活動決算報告
- (5) 会員の除名の承認に関する事項
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 役員の職務及び報酬に関する事項
- (8) 役員の選任又は解任
- (9) その他理事会が総会に付議した事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面を持って招集の請求があったとき

(3) 第 15 条第 5 項第 3 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、その日から 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム（Web 会議システム）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メール等をもって表決し、または、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（オンライン会議システム（Web 会議システム）または書面、電子メール等による表決者または表決委任者がある場合は、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 協会の組織及び運営に関する事項

(2) 職員の給与に関する事項

(3) 総会に付議すべき事項

(4) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 謝金に関する事項

(7) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 35 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 34 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メール等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面又は電子メール等による表決者にあつてはその旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事署名人 2 人以上が署名、又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の、資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他、新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属先）

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会で定める者に譲渡するものとする。

（合併）

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の成立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	秋吉美千代
副理事長	水口寛也
副理事長	岩阪哲子
理事	田中昭代
理事	池上照子
理事	西川信子
監事	田中英樹
監事	花田勝彦
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	5, 0 0 0 円
(2) 会費	1, 0 0 0 円

附則

この定款は、所轄庁の認証があった日（平成 22 年 7 月 6 日）から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証があった日（平成 24 年 11 月 20 日）から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証があった日（平成 26 年 9 月 17 日）から施行する。

附則

この定款の変更は、総会の議決の日（平成 29 年 5 月 27 日）から施行する。

附則

この定款の変更は、総会の議決の日（平成 30 年 5 月 26 日）から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証があった日（令和 2 年 8 月 6 日）から施行する。

附則

この定款の変更は、総会の議決の日（令和 4 年 5 月 28 日）から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証があった日（令和 年 月 日）から施行する。

本書は当法人の「定款」に相違ありません。

特定非営利活動法人 日本セラピューティック・ケア協会

理事長 武藤 佐代子